１株当たり利益（EPS）専門委員会（仮称）の設置について（案）

１．経緯

ASBJ では、平成 13 年 6 月及び 11 月の商法改正において、自己株式の取得及び保有規制の見直し、種類株式制度の見直し、新株予約権及び新株予約権付社債の導入などが行われたことを契機として、「１株当たり利益（EPS）専門委員会」を設置し、国際的な会計基準の動向も踏まえた検討を行った。その成果として、平成 14 年 9 月に、企業会計基準第 2 号「１株当たり当期純利益に関する会計基準」を公表した。なお、「１株当たり利益（EPS）専門委員会」は、平成 16 年 3 月に解散している[1]。

一方、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)との間の短期コンバージェンスの取り組みとして、これまでの１株当たり利益（EPS）に関する国際的な会計基準の改正案（別紙参照）が平成 20 年 8 月に公表され、これらに対するコメントが 12 月まで募集されている。

２．１株当たり利益（EPS）専門委員会（仮称）の設置

こうした中、「東京合意」を踏まえた ASBJ のコンバージェンスに向けた姿勢に加え、当期純利益を重視する我が国の市場関係者の考え方を考慮すると、１株当たり利益（EPS）に関する会計基準については、より積極的な対応が必要であると考えられる。このため、新たに「１株当たり利益（EPS）専門委員会」を設置し、国際的な会計基準の改正案に対するコメント対応のほか、これらを踏まえて、企業会計基準第 2 号の改正を図るべく検討を行うこととしてはどうか。

３．作業計画案

・平成 20 年 10 月　「１株当たり利益（EPS）専門委員会」の設置
・平成 20 年 12 月まで　IASB/FASB の ED（2008 年 8 月公表）に対するコメント検討
・平成 21 年半ば頃まで　IASB/FASB の動向を踏まえた改正 EPS 基準の公開草案の公表

[1] その後、会社法の公布及び企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」の公表などに伴い、「会社法対応専門委員会」において平成 18 年 1 月に所要の改正を行っている。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。